

■教育行政のポイント

広がる“いじめ”的定義

菱村 幸彦

前国会で制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」）がいよいよ9月28日から施行になる。

いじめ被害者の気持ちを重視

いじめ防止法は、6章35か条に及ぶかなり大部な法律なので、ここでその全容に言及することはできないが、一つだけ、いじめの定義について取り上げたい。というのは、いじめ防止法では、いじめの定義を広げているからだ。

文部科学省は、昭和60年から開始した「いじめ調査」（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）で、いじめに関する定義を示してきた。

昭和60年度から平成17年度までの間は、「いじめ」とは、①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、と定義してきた。

しかし、この定義では、多様ないじめの実態にそぐわない面があるというので、平成18年度調査から、いじめの定義を次のように改めた。

まず、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとするとした。つまり、いじめかどうかの判断は、加害者側の行為の形態より、被害者側の気持ちを重視することとしたわけだ。

その上で、いじめとは、①当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの、と定義した。

従来、いじめを強い者から弱い者に対する攻撃と捉えていたが、いじめは強い・弱いに關係なく、だ

れにも起こり得るものという観点に立って、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、関わっている仲間や集団など、一定の人間関係にある間で行われる攻撃としたのだ。また、「物理的な攻撃」には、身体的な攻撃のみでなく、金品をたかられたり、隠されたりすることなども含めることとした。

いじめの把握をさらに広げる

いじめ防止法は、いじめの定義について、基本的に、文科省の定義を踏まえつつ、さらにそれを広げている点が注目される。

すなわち、いじめ防止法第2条は、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。

ここで注目されるのは、次の2点だ。

一つは、文科省の定義で「心理的、物理的な攻撃」としているのを、法律では「心理的又は物理的な影響を与える行為」としている。「攻撃」というと、例えば、「からかい」や「無視」といったいじめが、読み込めないのではないかということから「影響を与える行為」と幅広い規定となっている。

もう一つは、いじめ行為について「インターネットを通じて行われるものも含む」と明記したことだ。

これらの諸点は、いずれも従来からいじめに含まれると解釈されてきたが、いじめ防止法は、より明確に、かつ、より幅広くいじめを捉えている。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●災害危機下のリーダーシップと今後の学校防災見直しの具体像に迫る！

『学校防災 最前線』

【編集】阪根健二（鳴門教育大学大学院教授） A5判・160頁／定価 1,995円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）